

米 国 証 拠 法 の 概 要

佐々木 健*

抄 録 米国における証拠法とは、訴訟手続の正式事実審理 (trial) において、事実認定に役立つ資料を証拠として許容できるかどうかについて規制する法又は基準の体系である。特許訴訟などの民事事件においても陪審裁判を受ける権利が憲法で保障されている米国では、訴訟における重要な事実 (material facts) は、陪審員 (jury) により決定されるが、その判断の根拠となる証拠の採否に一定のルールがある。本稿では、そのルールについて整理する。

目 次

1. はじめに
2. 許容性
3. 証拠の種類・方式
4. 関連性
 4. 1 関連性の決定
 4. 2 裁量による排除
 4. 3 公共政策上の理由による排除
5. 実物証拠
6. 書 証
 6. 1 認 証
 6. 2 最良証拠法則
 6. 3 口頭証拠排除法則
7. 証言証拠
 7. 1 証人適格
 7. 2 証人尋問
 7. 3 意見証言
 7. 4 弾 劾
8. 秘匿特権
9. 伝聞証拠排除法則
 9. 1 概 論
 9. 2 FREで非伝聞とされる供述
 9. 3 伝聞例外
10. 裁判所による確知
11. 立証責任
12. おわりに

1. はじめに

米国特許訴訟は証拠開示手続 (discovery) が大変であるということは共通認識である。連邦民事訴訟規則26条(b)(1)は、訴訟の対象に関連性があり、非開示特権の対象でないものであれば、何でもディスカバリーの対象となる旨規定しているため、開示の対象は広範囲になるからだ。具体的には、書面開示要求 (document production request) や証言録取 (deposition)、質問書 (interrogatory) という手段が使われる。開示する対象がわずかでも狭いと、事実の隠蔽 (conceal) をしたと疑われ、クリーンハンズの法理 (unclean hands doctrine) や誠実でない (bad faith) などと、悪者扱いをされ、陪審の心証形成に利用されてしまう。

このように、証拠開示手続は、米国での特許訴訟の負担を増大させる要因の一つであり、その制度内容は日本の実務家にもよく知られているが、そのバックグラウンドである証拠法体系については、あまり知られていないと思われる。そこで、本稿では、米国における証拠法の基本的な論点や考え方を整理することを目的とする。

* 太陽誘電株式会社 弁理士 Ken SASAKI

また、米国における証拠法の法源¹⁾は、州のコモンロー、州法、包括的州証拠法典 (Comprehensive state evidence codes)、及び連邦証拠規則²⁾ (The Federal Rules of Evidence以下、FRE) などがあるが、米国憲法の規定により、特許に関する訴訟は連邦裁判所に管轄権 (jurisdiction) があるため、日本企業の訴訟担当者にとっては、連邦裁判所で扱われるすべての民事及び刑事事件に適用されるFREについての認識が特に重要であると思われる。よって、本稿ではFREに軸をおいて米国における証拠法を整理する。

2. 許容性

証拠法の最大の論点は、許容性 (admissibility) があるかどうか、に尽きる。すなわち、証拠法とは、ある争点の事実を証明するための証拠を、事実認定者 (trier of fact) たる陪審員に提示してもよいかどうかを規制する法又は規則の体系であるといえる。

証拠が許容されるためには、関連性 (relevance) があり、適格性 (competence) があることが必要である。適格性を有するためには、適正な根拠 (proper foundation) 及び適正な形式 (proper form) を備え、かつ、証拠排除法則 (exclusionary rules) に該当しないことが必要である。適正な根拠とは、情報たる証拠が、信頼できる情報源から得られたものであることを確保するためのものであり、例えば、後述するように、証言をしようとする証人が個人的知識を有していることなどが求められる。適正な形式とは、例えば、質問が誘導尋問ではなく適正に述べられているか、証人の回答が非専門家や専門家証言の要件を満たす範囲にあるかどうか、書証が最良証拠法則を遵守しているか、を確認するものである。証拠排除法則とは、伝聞証拠に該当する場合、秘匿特権が主張される場合などには、当該証拠は許容されない、という

法則である。

証拠は、ある目的 (すなわち、何を証明しようとするのか) に関して許容されても、別の目的では許容されないことがある。また、ある当事者には許容されても、他の当事者には許容されないことがある。このような状況に応じて、裁判所は証拠を適正な範囲に制限し、陪審に説示する (FRE105条)。

なお、証拠の許容性の判断は、相手方当事者からの異議 (objection) があって初めて始まる議論であり、異議の無い限りほぼ全ての種類の証拠は許容される。ここで異議には、異議の根拠を述べない一般異議 (general objection) と、異議の根拠を述べる特定異議 (specific objection) がある。認められた一般異議は、異議をなす根拠があれば上級審においても支持される。却下された一般異議は、原則としてその却下は上級審において支持される。認められた特定異議は、述べられた根拠が正確であった場合のみならず、排除された証拠に適格性がなかった場合においても上級審において支持される。

3. 証拠の種類・方式

証拠はその目的、すなわち証拠の種類によって、許容性の判断基準が異なる場合がある。実質証拠 (substantive evidence) とは、争点の事実の証明を助ける目的で提出される証拠をいう。弾劾証拠 (impeachment evidence) とは、証人の信用性を攻撃する目的で用いられる証拠をいう。例えば、専門家証人の証言と異なる事実を証明する証拠は実質証拠であり、専門家証人の信頼性を攻撃する証拠は弾劾証拠である。

また、直接証拠 (direct evidence) とは、推論を含まない、訴訟の重要な争点を直接物語る証拠をいい、状況証拠 (circumstantial evidence) は、間接的で推論に依拠し、補助的又は間接的事実の証拠であり、重要な争点の存在が推論される証拠をいう。例えば、雪で覆われ

た橋を渡った人がいたか否かが争点となっている場合に、橋を誰かが渡っていたのを見たという証言は直接証拠であり、雪に人の足跡があるのを見たというのは状況証拠となる。

また、証言証拠 (testimonial evidence)、書証 (documentary evidence)、実物証拠 (real evidence) は、証拠の方式である。これらが適正な根拠・形式を備えるための要件については後述する通りである。

4. 関連性

4.1 関連性の決定

FRE401条は、関連性のある証拠 (relevant evidence) とは、訴訟に関する判断に影響を与える (すなわち、重要性 (materiality)) 何らかの事実が存在する蓋然性 (probability) を、その証拠がない場合よりも高くしたり低くしたりする性質 (すなわち、証明力 (probativeness)) を有する証拠である旨、規定する。すなわち、ある証拠が関連性を有するためには、重要性と証明力が必要となり、重要性は、その証拠が証明しようとする命題が当該事件における実質的な法的争点 (legal issues) の一つと関連している場合に存在し、証明力は、証拠が重要な争点を証明したり反証したりすることに役立つ場合に存在する。一般に、証拠は現在の訴訟に關係する時、事象、又は人物と関連していなければならぬ。例えば、殺人罪に問われている被告Dが、1年前に万引きをしたという証拠は、関連性がないので許容されない。争いとなっているもの以外の時、事象、又は人物と關係する証拠の関連性を検討する場合、重要な要因は現在の事象との時間的な近接性である。例えば、比較的近い時期に類似の動産又は不動産を売却したという証拠は、価格を証明する目的では許容される。なお、単なる購入申込の見積価格は許容されない。

4.2 裁量による排除

事実審裁判官 (trial judge) は、証拠の証明力よりも、不公正な偏見 (unfair prejudice)、争点の混乱 (confusion of the issues)、又は陪審の誤導 (misleading the jury) が生じる危険性の方が実質的に大きい場合、または、不当な遅延 (undue delay)、時間の浪費 (waste of time) 又は必要のない重複した証拠の提示 (needless presentation of cumulative evidence) による負担が実質的に大きい場合、関連性のある証拠を排除する裁量権 (discretion) を有している (FRE403条)。なお、FREでは、不公正な不意打ち (unfair surprise) は、関連性のある証拠を排除する妥当な根拠とはならない。不公正な不意打ちとは、ある当事者が訴訟や提出された証拠に関する通知を受けておらず、答弁や弁駁 (refute) の準備ができていない状況のことをいう。

4.3 公共政策上の理由による排除

(1) 事後の救済措置 (subsequent remedial measures)

損害が発生した後になされた設計変更などの予防措置に関する証拠は、過失、有責行為、製品やそのデザインの瑕疵、又は、警告や指示の必要性を証明する目的では許容されない (FRE407条)。例えば、特許権侵害により損害が発生した後、侵害者が設計変更をした事実を証拠として、特許権者は侵害者の過失を立証することはできない。但し、事前に侵害を回避することが不可能であったという主張に反論する目的では許容される。

(2) 和解及び和解の申出 (compromise and offers to compromise)

和解及び和解の申出に関する証拠は、法的有効性や金額を争点とする請求に関して、その法

的責任や有効性を証明する目的では許容されない (FER408条)。また、和解交渉時に法的責任について直接自認したことも許容されない。私的自治による解決を促進しようとする公共政策上の理由によるものである。特許などのライセンス交渉においても、FRE408条に則った和解交渉である旨を交渉の冒頭で確認して、議事録に残しておくことが望ましい。

(3) 責任保険 (liability insurance)³⁾

責任保険に関する証拠も、公共政策上の理由から、過失又は実質的判決に対する支払能力を証明する目的では許容されない (FRE411条)。例えば、被告Dの所有する欠陥のある階段がある建物で転んでケガをした原告Pは、訴訟原因 (cause of action) として過失による不法行為を主張したとする。このとき、Dが当該建物について責任保険に加入していたという事実は、訴訟原因の証明に使ってはならない。Dは、当該建物について欠陥がないことの絶対の確信があれば、保険料を支払ってまで責任保険に加入しないであろう。しかし、加入していたという事実をもって過失が証明されてしまうと、安心して責任保険へ加入することができなくなってしまふ。よって、このような公共政策上の理由から、責任保険に関する証拠は上記の目的では許容されないこととなっている。但し、例えば、特許保険に入っている企業が特許権者から警告を受けた場合において、「特許調査を怠っていたが保険会社が損害を補償します。」などと回答した場合、責任保険へ言及が含まれるが、これは自認 (admission) の一部と見做され、過失又は支払能力を証明する目的で使用することが許されるため留意すべきである。

5. 実物証拠

実物証拠 (real evidence) 又は展示証拠 (demonstrative evidence)⁴⁾ とは、直接に、事実

認定者 (the trier of fact) に対して提供される実際の物理的証拠である。実物証拠は、直接証拠、状況証拠、原物 (original)、作成物 (prepared) のいずれでもよい。実物証拠には、その必要性に応じた、陪審による現場検証も含まれる。事実審裁判所は、陪審員に現場検証を認めること、実験や実証 (demonstration) が裁判所でなされることを認めることについて、裁量を有する。但し損害の実証は、その実証が不当に損害を脚色するものであってはならない。実物証拠が許容されるために重要な要件は、以下の通りである。

(1) 認証 (authentication)

目的物 (object) は、①目的物について挙証責任者 (proponent) が主張する通りのものであると認識しているという証人の証言、又は、②目的物が実質的に所有に切れ目のない継続性をもっている (substantially unbroken chain of possession) こと、のいずれかによって、挙証責任者が主張する通りのものであると特定されなければならない。上記①の例としては、検察官が凶器を証拠として提出し、その凶器が謀殺に使用されたと主張する場合、目的物 (凶器) は被害者の側で発見された凶器と同一であると証言することによって、認証される。上記②の例としては、血中アルコール検査の証拠として、採血、検査、サンプルの証拠としての提出まで、物証保管の継続性 (custodial chain) が証明されなければならない。

(2) 目的物の状態

目的物の状態が重要であれば、正式事実審理で実質的に同じ状態であることを証明される必要がある。

(3) 衡量テスト

目的物を裁判所に持ち込む物理的不都合性、

わいせつ (indecency), 不穩当 (impropriety), 不当な偏見等を, 実物証拠を認める必要性が上回る必要がある。

6. 書 証

6. 1 認 証

書証 (documentary evidence) は原則として, 書面又はその内容に関するどんな二次的証拠も, その書面は挙証責任者が主張する通りのものであるということを示す証拠によって認証されない限り, 証拠として受け入れられない。証拠は, 真正性 (authenticity) に関する陪審の認定を裏付けるのに十分なものでなければならない。書面の真正性は, 訴答 (pleading)⁵⁾ 又は合意手続 (stipulation) によって認証することが認められる。

また, 自認 (admission), すなわち, 不利な事実の承認によって認証されてもよい。書面が提出された相手方当事者は, 外形的にそれが真正であるとするような行動をしたという証拠によって, 自認したとみなされ認証され得る。

また, 手書きのラポノート等, 手書き書面の立証は, 書面作成者の筆跡の真正性に関する証拠によって認証される。この証拠は主張されている作成者の筆跡について個人的知識 (personal knowledge) をもった非専門家証人 (lay witness) の意見であっても, 作成者の筆跡の見本と比較した専門家証人の意見であってもよく, 陪審が認定してもよい。

なお, 特許公報などの公的刊行物 (official publications), 新聞, 定期刊行物 (periodicals), 取引上の記録 (trade inscription), 認証された業務記録 (certified business records) 等の書面は, 「自ら証明する」 ("prove themselves") とされ, 自動的に認証される書面であり, 外部証拠 (extrinsic evidence) による真正性の証明を要求されない。

6. 2 最良証拠法則

最良証拠法則 (best evidence rule) とは, 「原本提出の法則」 (original document rule) ともいい, その書面, 記録, 又は写真の内容が重要な場合には, その書面等の原本が提出されなければならない法則をいう (FRE1002条)。書面等の二次的証拠 (書面の内容に関する口頭での証言等) は, 原本が入手できない時に限り許容される。その書面等の内容が重要な場合とは, 書面等が法的に有効である (legally operative), 決定的な証拠である (dispositive instrument), 又は, 事実にかかる証人の知識はその書面を読んだことによるものである場合などである。逆に, 証明しようとする事実が書面等と独立して存在する場合, 書面等が訴訟の争点に対して付随的 (collateral) である場合, 多量の記録の要約である場合, 及び正確であることが証明又は証言された公的記録の写しには, 最良証拠法則は適用されない。

ここで, 写真複写 (photocopies) と手書きの複写を区別しておくと, 写真複写は副本 (duplicates) であり, それゆえ原本⁶⁾ と同様に扱われるが, 手書きの複写は二次的証拠とみなされ, 原本又は副本が入手できない時に限り許容される。

挙証責任者が裁判所に原本を提出できない場合, 提出しないことに対して十分な説明がある場合, 書面等の内容の二次的証拠 (手書きの複写, ノート, 口頭証言等) を提出することができる。十分な説明となる根拠としては, 原本を紛失又は毀損した場合, 法域外にいる第三者が原本を所有するため入手不可能な場合, 相手方が原本を所有しており, 正当な通知をしたにもかかわらず原本の提出がない場合がある。

なお, 原本がこれまでに存在したか否か, 正式事実審理において提出された書面等が原本か否か, 及び, 提出された証拠は適切に原本の内

容を反映しているか否か、の予備的事実の問題は、陪審が扱う（FRE1008条但書）。

6. 3 口頭証拠排除法則

口頭証拠排除法則（parol evidence rule）とは、原則として、合意が最終的に書面化された場合、その書面が合意の唯一の証拠となり、契約の履行より前又は履行時になされた交渉の口頭証拠は許容しないという法則である。事前又は同時に行われた交渉又は合意は、書面化された合意に結合され、書面の条件を変更する目的では証拠として許容されない。

但し、口頭証拠は、不完全な契約を完全化すること、曖昧な条件を説明する目的では許容される。また、錯誤等を主張する場合、契約が無効又は取り消し得ることを証明する目的、書面契約の事後の修正又は消滅、又は、契約が成就されていない有効な停止条件（condition precedent）を前提として締結されたことを証明する目的でも許容される。

7. 証言証拠

7. 1 証人適格

証人適格（competency of witness）を有するためには、証人は証言する事項について個人的知識（personal knowledge）を有していなければならない（FRE602条）、かつ、真実を証言する旨宣言しなければならない（FRE603条）。なお、証人が通訳者を要する場合、通訳者は適格性を有していなければならない、正しい通訳を行う旨宣誓しなければならない（FRE604条）。また、裁判長は証人として証言することはできず（FRE605条）、陪審員もその一員となっている陪審の面前で証言することはできない（FRE606条）。個人的知識とは、当該証人による直接の観察又は経験によって得られた知識であり、他の者から知得した知識とは区別される。例えば、

証人がある事件の訴訟において、新聞で読んだことや、他の誰かから聞いたことを証言しても真実の追及にあまり役立つとはいえない。その事件の現場に実際にいた証人に見聞きしたことを語ってもらい、反対尋問等により証言証拠を進展させ、事実を認定すべきだからである。

7. 2 証人尋問

誘導尋問（leading question）は原則として主尋問（direct examination）においては不適切である。但し、反対尋問（cross-examination）における場合、予備的又は前提となる問題を引き出す目的の場合、証言に助けが必要な場合（i.e., 証人の記憶が薄れている、証人が未成年である場合等）、証人が敵性証人（hostile witness）である場合には、誘導尋問は許される。なお、敵性証人とは、証人尋問を請求した側の当事者に対して敵意を示す証人、証言を拒む証人をいう。

ここで、不適切であり認められないとされている質問の例を挙げると、①意図していない自認をするほか、答えることができない質問（例：侵害製品の売上高はいくらだ？）、②尋問者の事実解釈を反映する誘導尋問であるもの（例：なぜ故意に侵害したのか？）、③証人に証言する資格がない意見又は結論を求める質問（例：君がもし発明者だったらどう思う？）、④争いのある事実が証明されていないにもかかわらずその事実を真実であると仮定した質問、⑤その他、証人が十分な個人的知識を有していない事項についての質問、物語的な回答（narrative answer）を求める質問、重複した（cumulative）質問、などである。

7. 3 意見証言

法の一般的指針として、意見証言（opinion testimony）は、裁判所が意見証言を必要又は少なくとも役立つと確信する訴訟を除いて、そ

の許容が禁止されている。証人は、見聞きした事実のみを証言するべきという考え方が基本にあるからである。

(1) 非専門家証人の意見証言

非専門家証人 (lay witness) の意見証言は、証人の知覚に合理的に基づいており、証言を明確に理解する又は争点となっている事実を決定するのに役立つ、かつ、科学的、技術的又は他の特別な知識に基づくものではない場合に、許容される (FRE701条)。例えば、人の一般的な外見又は状態、人の感情の状態 (i.e., "He was angry."), 感覚により認知される事項 (i.e., "The suitcase was heavy."), 声又は手書き文書の識別 (i.e., "That's Ken's handwriting."), 移動する物体の速度、他人の行動が正気か否か又は精神障害があるか否か、及び、他人が酩酊状態であったか否か等について、証言することは許容され得る。これらは、意見とも考えられるが証人が見聞きした事実とも考えられるためである。

(2) 専門家証人の意見証言

専門家証人 (expert witness) とは、専門的知識、技術又は経験を有する、又は、訓練又は教育を受けていることにより、専門家として認められた証人をいう。証拠の理解又は争点となっている事実認定のために、事実認定者に役立つ場合、科学的、技術的又は他の専門的知識について、専門家証人は意見を証言することができる (FRE702条)。但し、専門家証人の意見は、特定の分野の専門家達によって合理的に信頼されている種類の事実又はデータ (専門家の意見が許容されるために、当該事実又はデータが証拠として許容される必要はない。)、又は、陪審に開示されるべきものではないが、専門家の意見証言がその事実又はデータにより生じる偏見よりも実質的に陪審にとって役立つと裁判所が

判断する、当該事実又はデータ、に基づいていなければならない (FRE703条)。また、専門家はその訴訟における主要な争点に関して意見を述べる事が可能である (刑事事件における一部の争点を除く。) (FRE704条)。

7. 4 弾 効

いかなる当事者も、証人の信用性について攻撃することができ (FRE607条)、そのような訴訟活動を弾効 (impeachment) という。争いのある事実について真実を証明しようと証言する証人の信用性は常に争点であり、その信用性を攻撃する弾効証拠は関連性があるといえる。なお、証人の信用性を補強しようとする証拠も同様に関連性があるといえるが、通常、当事者は自分の証人が弾効される前にその証人の信用性を補強することはできない。弾効の方法は以下の通り。

(1) 以前の矛盾する供述 (prior inconsistent statements)

当該証人が現在の証言と矛盾した供述を以前にしたことを反対尋問又は外部証拠 (extrinsic evidence) によって証明することによる弾効方法である。当該証人には外部証拠に対して弁明する機会が与えられるが、司法の利益が要求する場合には与えられなくてもよい (FRE613条(b))。

(2) 偏見又は利害関係 (bias or interest)

証人に偏見がある又は訴訟の結果に利害関係を有していることを示す証拠は、証人が嘘をつく動機を有していることの証明に役立つ、その証人を弾効することができる。その証人が偏見を有していると証明するために、例えば、証人が当事者と家族、ビジネス、友人関係等であることを示す証拠の提出は許容される。また、証人が、証言することによって支払を受けている場合、当該事案に資金を提供していた場合、訴

訟の結果に金銭的利害関係を有している場合を証明する証拠は許容される。また、証人が当事者に敵意をしめしたという証拠 (i.e., 口げんかをしてきた等) も、偏見を推測させる証拠として許容される。なお、外部証拠によって弾劾する前に、まずは反対尋問において、偏見又は利害関係を証明する事実についての質問がなされなければならない。

(3) 誠実性に関する意見又は評判 (opinion and reputation evidence of character)

証人の誠実性について悪評判があることを証明することによって証人を弾劾することができる。なお、実業界での評判に関する証拠も含む (FRE608条(a))。

(4) 非道徳的行為 (act of misconduct)

証人の為した非道徳的行為が証人の誠実性 (truthfulness) について証明力を有する場合には、反対尋問で取り調べを受ける (FRE608条(b))。

(5) 有罪判決 (conviction of crime)

証人が不誠実 (dishonesty) 又は虚偽の供述 (false statement) といった行為が要求される犯罪で有罪判決を受けたことに関する証拠によって、当該証人を弾劾することができる (FRE609条)。

(6) 知覚の不足 (sensory deficiencies)

事実を知覚することができたことが疑わしいことを示すことによって、証人を弾劾することができる。例えば、傷害事件の現場に居合わせた証人に対して、夜の暗い中、被告人の顔を本当にしっかりと見たのか、と反対尋問したり、現場は通常の人々の視覚では人の顔を判別できない程度の暗闇であったことを外部証拠により示すことで、弾劾され得る。また、専門家証人の

信用性は、当該証人が専門家であると主張する分野に関する一般的知識及び当該証人の意見が基づいている事実に関する特定の知識について反対尋問することにより、攻撃され得る。

8. 秘匿特権

秘匿特権 (privilege) は、裁判手続において一定の秘密の情報について開示することを拒否する権利を認め、また、他者が一定の秘密の情報について開示することを妨げる。特権が認められるには、情報の伝達が秘密でなされたことが証明され又は推定されなければならない。

(1) 弁護士・依頼者間の秘匿特権 (attorney-client privilege)

弁護士・依頼者間の職務上の相談中になされた情報の伝達に適用される秘匿特権である。依頼者は情報の伝達がなされた時点で、弁護士の専門的サービスを求めていなければならない。また、弁護士が依頼者の依頼を承諾又は拒否する前になされた秘密の開示も秘匿特権が適用される。

また、例えば、弁護士が共同被告となった二者の代理をした場合、その後における当該二者間での訴訟において、秘匿特権は行使されない。なお、この二者のうち一方若しくは双方と、第三者の間の訴訟においては秘匿特権の主張は可能である。

(2) 弁護士の仕事の成果物 (attorney's work product)

弁護士自身の使用のために弁護士によって作成された訴訟書類には秘匿特権が適用されないが、それらは裁判所が必要であると判断した場合を除き開示は必要ではない。

(3) 放棄の制限

秘匿特権の放棄において、秘匿特権が適用さ

れる情報を自発的に開示することは、その開示される情報にのみ、及ぶ。放棄が意図的で、開示されるものと開示されないものが共に同一の対象物にかかっており、その情報が不公正を避けるために一緒に考慮されるべきものである場合には、秘匿特権が適用される当該開示されないものについて、秘匿特権を放棄したものとされる(FRE502条(a))。

開示が不注意になされ、開示を防ごうと合理的な対策を講じた場合には、秘匿特権の放棄は認められない(FRE502条(b))。

なお、FREにおける特権に関する規定は、特権はコモンローの原則に従うという一般原則と(FRE501条)、弁護士・依頼者間の秘匿特権及び仕事の成果物についての特権放棄の制限(FRE502条)を規定するのみである。なお、“attorney-client privilege”とは、弁護士・依頼者間の秘密の情報伝達について適用する法(applicable law)が提供する保護であると定義され、“work-product protection”とは予期される訴訟の為又は正式事実審理のために準備した有形物又は有形物と均等のものについて適用する法が提供する保護であると定義されている(FRE502条(g))。

(4) 自己負罪拒否特権 (privilege against self-incrimination)

いかなる証人も、自分に不利になる証言をすることを強制されない(憲法修正第5条)。なお、憲法の条文には、「刑事事件において」と規定されているが、民事においても広く本特権が認められている。

9. 伝聞証拠排除法則

9.1 概 論

伝聞証拠 (hearsay) とは、正式事実審理又は審理において証言している際に行った供述者

による供述以外のものであって、主張する事項が真実であることを証明する目的で証拠として提出された供述をいう(FRE801条(c))。伝聞証拠は、伝聞例外 (hearsay exception) に該当する場合を除き、適切な異議申立により排除されなければならない。なぜならば、相手方当事者に供述者への反対尋問を行う機会がないからである。例えば、信号が赤だったか青だったかが争点となっている場合に、「信号は青だったとAさんが言っていました。」という証言は伝聞証拠であり、原則として許容されない。本当に信号が青だったのか、Aの見間違いではないのか、Aが嘘をついているのではないか、Aに直接反対尋問をしなければ、その証拠を十分に吟味することができず、真実性を十分に確保することができないからである。また、本則は、合衆国憲法修正第6条の対審条項 (The Confrontation Clause) に由来する。対審条項は、刑事訴訟における被告人に、自己に不利な証言をする証人との対審を求める権利を保証し、真相究明のため伝聞証拠は排除されるべきと読み解くことができる。本則は、民事事件においても適用され、FREにおいても詳細に規定されている。

- 1) 供述 (statement) とは、口頭若しくは書面による主張、又は人の非言語的の行為であって、その者が主張を意図して行ったものをいう(FRE801条(a))。非言語的の行為とは、例えば、頷きである。また、法廷外の供述は人間によってなされなければならない、動物又は機械の伝聞は存在しない。例えば、温度計が示した温度プロファイルや、麻薬犬が被告に対して吠えたことなどについての証拠は、本則により排除されない。
- 2) 「真実であることを証明する目的」で証拠として提出されたものが対象であるから、名誉毀損の言葉、供述者の精神状態の状況証拠等として提出された証拠は、伝聞には

あたらない。例えば、PがDを名誉毀損で訴えた場合における証人が、「Dが『Pは盗っ人だ。』と言った。」という証言は、本当にPが盗っ人かどうかを立証する目的で提出された証拠ではないので、伝聞にはあたらない。また、「Aさんが『私はナポレオンだ。』と書いていました。」という証言も、真実を証明する目的ではないので伝聞ではない。

9. 2 FREで非伝聞とされる供述

以下の供述は、非伝聞であるとされている(FRE801条(d))。

(1) 証人による以前の供述 (prior statement by witness)

(A) 以前の供述が法廷内での供述と矛盾しており、その以前の供述が宣誓の下になされていた場合、(B) 証人が嘘をついているという相手方当事者の主張を反証 (rebut) するために法廷内での供述と矛盾しない以前の供述を提出する場合、(C) 以前の供述がある者を認識した後になされ、その者の同一性を確認する者である場合、についての証人による以前の供述は、伝聞ではない。

(2) 相手方当事者による自認 (admission by party-opponent)

自認 (admission) とは、当事者によってなされた供述又は主張であり、その当事者に対して提出される場合、その供述又は主張は伝聞ではない。なお、自白 (confession) とは刑事訴訟手続において罪を全面的に認めることをいう。自認とみなされる為には、自認がなされた時に供述者の利益に反している必要はなく、意見の形としてなされたものでもよい。また、黙示的に相手方当事者の主張を採用又は同意することによっても、自認が擬制され得る。例えば、

合理的な人間ならばその主張を否定するであろう場面において、沈黙し続ける場合、この沈黙は黙示の自認とみなされることがある。なお、刑事事件において検察の追及に直面した被告がした沈黙が自認とみなされることはほとんどない。

9. 3 伝聞例外

以下の伝聞例外に該当する場合、伝聞証拠であっても、伝聞証拠排除法則により排除されない。

(1) 供述者の証言可能性が問題とならない場合 (Availability of Declarant Immaterial)

1) 現在の感覚の印象 (present sense impression)

感覚の印象と同時になされた供述は排除されない (FRE803条(1))。供述の同時性があれば、故意に嘘をつくことを考える時間がほとんどないため、その発言は信頼性が高いからである。

2) 興奮状態での発言 (excited utterance)

驚くべき事象に関する供述で、その事象により興奮している間になされた供述は排除されない (FRE803条(2))。

3) 記録された記憶 (recorded recollection)

十分かつ正確に証言できないほど証人の記憶が不十分である場合、当事者は証人がその事象をはっきりと覚えているときに正確に書き留めたメモ又は記録を読み上げて証拠とし得る。但し、相手方当事者から要求があった場合を除き、書面そのものの提示は許容されない (FRE803条(5))。

4) 通常業務活動の記録 (records of regularly conducted activity)

その記録が通常の業務活動においてなされ、その記載者がその記載事項を記載する義務があったことが明らかである場合、その記録は許容され得る (FRE803条(6))。但し、主に訴訟の

ために作成された報告書は通常許容されない。また、業務上発生した事項を全て記録するのが通常である場合、記録がないことをもってその事項が発生していないことを主張することを用いることも許容され得る (FRE803条(7))。

5) 学術論文 (learned treatises)

専門家証人の証人尋問において、専門家又は裁判所の確知により権威があると認められた論文に含まれる供述は、読み上げて証拠とすることができる。但し、実物証拠として提出することはできない (FRE803条(18))。

(2) 供述者が証言不能である場合 (Declarant Unavailable)

供述者が、特権を理由に証言を免除されている場合、裁判所の命令にも関わらず証言を拒否する場合、記憶が欠落していると証言する場合、死亡、身体的又は精神的疾患のため証言できない場合、出頭せず、又は、拳証責任者 (proponent) が合理的な方法により供述者の出頭を確保できない場合 (FRE804条(a)) には、当該供述者の法廷外の供述について伝聞例外として許容され得る。

1) 以前の証言 (former testimony)

当該供述者の証言が以前の訴訟の審理又は証言録取において行われており、当該証言の提示を受ける相手方当事者は当該以前の訴訟の当事者であり、当該以前の訴訟において、主尋問、反対尋問又は再主尋問 (redirect examination) によって当該証言を吟味する (to develop the testimony) 機会と、(現在の訴訟における) 同様の動機が当該相手方当事者にあった場合、当該証言は許容され得る (FRE804条(b)(1))。

2) 死が差し迫っていることを信じて行った供述 (statement under belief of impending death)

当該供述者が自己の死が差し迫っていると信じ、かつ、差し迫った死の原因又は状況と信じ

たものに関する供述は許容され得る (FRE804条(b)(2))。なお実際に死亡する必要はない。

3) 利益に反する供述 (statement against interest)

当該供述者の金銭的、財産的、刑事上又は民事上の利益に反する供述であって、当該供述者はその事実について個人的知識を有しており、当該供述が自己の利益に反することを供述時に知っている場合、当該供述は許容され得る (FRE804条(b)(3))。

4) 意図的な不正行為 (黙認したことを含む) により供述者の証言不能をもたらした当事者に対する当該供述者の供述は許容され得る (FRE804条(b)(6))。

(3) 包括的伝聞例外

FRE803条及び804条に列挙されていないがこれらと同等の信用性の状況的保証がある伝聞証拠であって、(A) 重要な事実に関するものであり、当該事実に関して拳証責任者が合理的に提出できる他の証拠より (B) 高い証明力を有し、その供述を証拠として許容することにより (C) 司法の利益がもたらされる場合には、当該伝聞証拠は許容され得る。(A)~(C) は裁判所が判断する。また、拳証責任者は相手方当事者に、当該証拠に対する準備ができるよう、正式事実審理前に十分に通知する必要がある (FRE807条)。

10. 裁判所による確知

裁判所による確知 (judicial notice) とは、裁判所が証拠の正式な提出なくして一定の事実の存在を認める行為をいう (FRE201条)。例えば、社会において一般に知られた事項、周知の事実 (notorious facts)、容易にアクセスできる疑いなく正確な情報源によって確認可能な事実、明白な事実 (manifest facts) は、議論の余地のない事実として、裁判所により確知され

る。裁判所は明白な事実の一種として、科学法則の確知を増加させている。例えば特定日の日の出の時刻は一般に知られていなくても、暦を参照して迅速にかつ正確に推定できるため、当該事実について確知される。また裁判所によって確知された事実は、民事事件では決定的である。なお、刑事事件では、陪審員は裁判所によって確知されたあらゆる事実について、決定的であると受け入れてもよいが、そうすることを要求されてはいないということを説示 (instruction) される (FRE201条(g))。

11. 立証責任

当事者はある事実を証明するために挙証責任者として立証責任 (burdens of proof) を有する。立証責任は、証拠提出責任及び説得責任を含む。

(1) 証拠提出責任 (burden of producing evidence)

通常、挙証責任のある当事者が「一応の立証」 (prima facie case) にするために十分な証拠を提出する責任を負う。一応の立証とは、事実認定者が争点となる事実を推論し、当事者にとって有利な裁定をするような証拠を提出することである。一応の立証は証拠提出責任を転換しうる。すなわち、いったん当事者が証拠提出責任を果たすと、他方当事者が認められた証拠を反証するための証拠提出責任を負うことになる。例えば、原告が証拠を提出し、被告の訴え却下の申立が否認されたとすると、原告の主張について一応の立証がなされ、原告は証拠提出責任を果たしたといえることができる。逆に、原告の申立が否認された場合は、原告は証拠提出責任を果たしているが、証拠提出責任は被告に転換されていないということを意味する。この場合、当該訴訟から証拠提出責任はなくなり、原告が説得責任を果たしたか否かが争点となり、陪審により判断がなされたということになる。

(2) 説得責任 (burden of persuasion)

当事者が証拠提出責任を果たしたら、次は当事者が説得責任を果たしたかが問題となる。民事訴訟における通常の立証は、「証拠の優越」 (preponderance of the evidence) によって果たされる。証拠の優越とは、主張された事实在存在しないよりも存在する蓋然性の方が高いとの心証を陪審が抱いた場合に説得責任が果たされたとされる立証基準 (standard of proof) である。また、それより高度の証明力を有する、「明白かつ確信を抱くに足る証拠」 (clear and convincing evidence) が必要とされる場合がある。刑事訴訟で必要とされる「合理的疑いの余地のない証明」 (proof beyond a reasonable doubt) よりも低い証明力であるが、事実認定者に当該事実の存否について確信を抱かせる程度の証明力をもつ証拠を指す。重大な法的効果を発生させる事実の証明や、表見上有効に成立した法律行為の効果を否定しようとする場合、相手方の欺罔行為 (deceptive conduct) を証明しようとする場合などに必要とされる。例えば、特許無効の抗弁は明白かつ確信を抱くに足る証拠により立証されなければならない、特許審査過程における審査官の特許性の判断においては証拠の優越があれば十分とされる。

12. おわりに

以上、米国における証拠法についての概要を体系的に示した。本稿で示したのは、証拠の許容性についての基本的な考え方であり、例えば、証言録取や正式事実審理において、弁護士が異議を申し立てる際、どのような考え方・理論に基づいているのかについて知っておくことは有益であると思われる。弁護士のサービスが十分に高度なものであるか、或いは弁護過誤 (malpractice) であったのではないか、例えば、異議を申し立てるべきところで申し立てない場合、相手方の証人に対して十分に弾劾するため

の検討をしているか、など、より正確に自社の弁護士のサービスを評価することができると思われる。また、味方の証人に対する相手方の弾劾方法は適切かどうか、専門家証人として適切かどうか、などについても、本稿で示した考え方は一つの拠り所になるであろう。このような観点から、本稿が、米国訴訟を対応する日本企業の担当者にとって少しでも参考になれば幸甚の限りである。

注 記

- 1) 法源とは、裁判所が法律判断をする際に根拠とするものであり、一次的法源 (primary authority) と二次的法源 (secondary authority) がある。一次的法源は法律、規則、判例であり、二次的法源は法律に対する解説等であって、判決で引用される程度に権威のあるものである。
- 2) <http://www.uscourts.gov/uscourts/RulesAndPolicies/rules/2010%20Rules/Evidence.pdf>

(参照日：2013年3月27日)

- 3) 責任保険とは、被保険者の責任から生ずる第三者に対する損害を補償する合意をいう。
- 4) 展示証拠とは、説明の補助となるもので、通常は証言を明確にするために提出されるが、問題となっている事実に対して直接的な役割を果たさない物理的証拠をいう。例えば、写真、地図、表、模型、コンピュータによるシミュレーション等によるもの。
- 5) 訴答とは、法的手続における当事者の主張 (allegation)、請求、否認 (denial) または抗弁に関する説明又は応答を記載した正式な書面をいう。
- 6) 原本とは、書面そのもの又は作成者が原本と同じ効果を持たせる意図で作成した副本である。

参考文献

英米法辞典 (田中英夫)

(原稿受領日 2013年12月2日)

